

後期高齢者医療制度のお知らせ



■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。

令和4・5年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割 (被保険者が等しく負担)	令和2・3年度 (年間) 52,048円	➡	令和4・5年度 (年間) 51,892円
●所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	令和2・3年度 (年間) 10.98%	➡	令和4・5年度 (年間) 10.98%
●賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和2・3年度 (年間) 64万円	➡	令和4・5年度 (年間) 66万円

令和4年度の保険料額は、7月に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3185、3186

HP 「子ども」および「ひとり親家庭等」医療費助成制度の改正

市では、8月診療分から、これまで自己負担のあった課税世帯の「中学生までの子ども」「ひとり親家庭等の子ども」の通院医療費について、保険診療の自己負担分を無料とします。

現在、受給者証をお持ちでない方でも、主たる生計維持者の所得が所得制限限度額未満であれば、医療費助成の資格を認定できる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

〈子ども医療費助成制度〉

区 分		自己負担額	
		現 行	改正後
3 歳 未 満		なし	なし
3 歳～中学生	非課税世帯	なし	なし
	課税世帯	通院：1割負担 入院：負担なし	なし

所得制限限度額

扶養人数	所得制限限度額 (控除後の額)
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

〈ひとり親家庭等医療費助成制度〉

区 分		自己負担額	
		現 行	改正後
3 歳 未 満		なし	なし
3 歳～20歳 未 満	非課税世帯	なし	なし
	課税世帯	通院：1割負担 入院：負担なし	なし
親 (入院、指定訪 問看護のみ)	非課税世帯	なし	なし
	課税世帯	なし	なし

所得制限限度額

扶養人数	所得制限限度額 (控除後の額)
0人	236万円
1人	274万円
2人	312万円
3人	350万円
4人	388万円
5人	426万円

- ※ 入院には指定訪問看護を含みます。
- ※ 対象者の要件には所得の制限があります。

お問合せ 子育て支援課 ☎21-3181

戸籍収集・遺言・不動産相続・売却 など…
早めのご相談を!

相続のことそろそろ考えないと…
孫にもなにかしてあげたい

何から手をつけたいの?
家の名義変更ってどうやってするの?

専門家におまかせください。
グループ会社による不動産売買手続きも行っておりますのでご相談ください。

相続手続 は

くにや司法書士法人へ

まずはお気軽にお電話ください。

初回
相談無料
お気軽に
ご相談ください。

〈広告〉

詳しくはHPをご覧ください。
くにや司法書士 検索
<http://www.kuniya.biz>

札幌事務所 ☎(011)205-4008

●裁判所 ●司法書士法人
●マックスバリュ